

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	日本版預託証券（Japanese Depository Receipt）等に係る所要の税制措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>受益証券発行信託とは、信託法第8章に基づき、受益証券を発行する旨の定めがある信託を言い、特定受益証券発行信託とは、法人税法第2条第1項第29号ハに定める要件を満たす受益証券発行信託を言う。</p> <p>特定受益証券発行信託は、信託の終了または一部解約により個人等の受益者が交付を受ける資産について、その合計額のうち、信託された金額に達するまでの金額を株式の譲渡収入とみなし、信託された金額を超える金額を配当収入とみなすこととされている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>金融商品取引所に上場されているJDR等の特定受益証券発行信託を終了または一部解約した場合に、個人の受益者に交付される資産について、その全額を譲渡収入とすること。</p>		
関係条文	租税特別措置法37条の10第4項二号、措令25条の8第9項、所法24条、所得税法施行令59条措法9条の4の2、租法4条の7の2		
要望理由	<p>JDR等の特定受益証券発行信託については、上場株式等と同様に、金融商品取引所を介して転々流通させるとともに、信託財産たる外国株式や貴金属等の現物とJDR等がほぼ同額で取引されることを想定しており、日々の基準価格を算定して個々の投資家の個別元本額を把握・管理することは、想定していない。</p> <p>従って、信託の終了または一部解約により個人の受益者等が交付を受ける資産について、信託された金額を基準に、配当所得や譲渡所得を算出することは実務的に困難であるため、本措置を講じる必要がある。</p> <p>JDR等の終了又は一部解約の手続きの円滑化を図る観点から妥当である。</p>		
減収見込額	(初年度)	— (—)	(平年度) — (—) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税 なし	・ 融資、補助金その他 なし
	22年度の望	・ 国税 国税においても同様の措置を要望	・ 融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	なし		
本要望に対応する縮減案	なし		